

改正	現行
<p style="text-align: center;">制定 平成22年2月12日 国空用第439号 一部改正 平成22年11月10日 国空用第470号 <u>一部改正 平成23年10月14日 国空用第177号</u></p> <p style="text-align: center;"><b>DNA鑑定等による鳥種特定調査実施要領</b></p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局交通管制部運用課長</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p><b>4. 調査対象事案</b></p> <p>(1) <u>航空機の顕著な損傷又は計画した飛行の変更を伴う鳥衝突事案。</u></p> <p>(2) 原則として、<u>調査対象空港において検体が採取できた事案。</u>ただし、航空機に付着した検体の採取は、航空機運航者の協力が得られる場合に限る。</p> <p><b>5. 調査対象空港</b></p> <p>新千歳、函館、仙台、東京国際、新潟、大阪国際、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び那覇空港とする。</p> <p>ただし、航空局運用課が特に指示する場合又は上記空港以外の空港事務所が調査を希望する場合はこの限りではない。</p> <p><b>6. 調査対象運航者</b></p> <p>航空機に付着した残留物の採取(7.(3)項による検体の採取)は、<u>別紙1に示す国内定期航空運送事業者</u>を対象とするが、航空機運航者の協力が得られる場合はこの限りでない。</p> <p>なお、航空機に付着した残留物の採取を要さない事案は、全ての<u>航空機運航者</u>を対象とする。</p> <p><b>7. 検体の採取手順</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 滑走路点検において回収した残留物<u>はすべて</u>を検体とする。なお、ここで検体が採取できた場合は、以下(3)の作業は要さない。</p> <p>(3) 滑走路点検において検体が採取できなかった場合、当該機の機側において、運航情報官は、航空機運航者(整備士など)から今後の運航計画を聴取し、支障を及ぼさない範囲で検体を採取すること。また、航空機運航者はこれに立ち合い、必要な助言を行い協力するよう努める。</p>	<p style="text-align: center;">制定 平成22年2月12日 国空用第439号 一部改正 平成22年11月10日 国空用第470号</p> <p style="text-align: center;"><b>DNA鑑定等による鳥種特定調査実施要領</b></p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局管制保安部運用課長</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p><b>4. 調査対象事案</b></p> <p>(1) 原則として、残留物の状況から衝突した鳥の種類が特定できない全ての事案を対象とする。ただし、航空機に付着した検体の採取は、運航者の協力が得られる場合に限る。</p> <p>(2) 原則として、<u>調査対象空港及びその周辺で発生した鳥衝突事案に係るものであって、当該調査対象空港において検体の採取が可能な事案に限る。</u></p> <p><b>5. 調査対象空港</b></p> <p>新千歳、函館、仙台、東京国際、新潟、大阪国際、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び那覇空港とする。なお、<u>当面、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、長崎、熊本及び那覇空港においては、航空機に付着した残留物の採取(7.(3)の規定による検体の採取)に係る規定は適用しない。</u></p> <p>ただし、航空局運用課が特に指示する場合又は上記空港以外の空港事務所が調査を希望する場合はこの限りではない。</p> <p><b>6. 調査対象運航者</b></p> <p>航空機に付着した残留物の採取(7.(3)項による検体の採取)は、<u>当面、別紙1に示す航空会社</u>を対象とするが、航空機運航者の協力が得られる場合はこの限りでない。</p> <p>なお、航空機に付着した残留物の採取を要さない事案は、全ての運航者を対象とする。</p> <p><b>7. 検体の採取手順</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>鳥衝突の地点が滑走路上である場合は、滑走路点検において回収した残留物を検体とする。なお、ここで検体が採取できた場合は、以下(3)の作業は要さない。</u></p> <p>(3) <u>鳥衝突の地点が滑走路上でない場合又は滑走路点検において検体が採取できなかった場合、当該機の機側において、運航情報官は、航空機運航者(整備士など)から今後の運航計画を聴取し、支障を及ぼさない範囲で検体を採取すること。また、航空機運航者はこれに立ち合い、必要な助言を</u></p>

a) (略)

b) (略)

8. ～ 9. (略)

#### 10. 検体の送付、地方航空局運用課への連絡及び記録

(1) ～ (3) (略)

(4) 4. (1)の鳥衝突事案であって、検体を採取できなかった場合は、日付、便名及び採取できなかった理由を記録しておくこと。

#### 11. 調査結果の連絡

鳥種特定調査の結果は、別紙2により、当該空港の運航情報官に連絡される。

運航情報官は、当該航空機運航者に鳥種特定調査の結果を連絡するとともに、鳥衝突情報共有サイトの鳥衝突データベースとの整合等を照合し、鳥衝突防止対策に活用すること。

#### 12. 備考 (略)

附 則 (平成22年2月12日 国空用第439号)

この通達は、平成22年2月26日から適用する。

附 則(平成22年11月10日 国空用第470号)

(1)この通達は、平成22年11月12日から適用する。

(2)この通達が適用される以前に、新たに調査対象空港となった空港において採取された検体は、この通達の調査対象事案に含めることとする。

附 則(平成23年10月14日 国空用第177号)

(1) この通達は、平成23年11月1日から適用する。

(2) この通達が適用される以前に、採取された検体は、この通達の調査対象事案に含めることとする。

行い協力するよう努める。

a) (略)

b) (略)

8. ～ 9. (略)

#### 10. 検体の送付、地方航空局運用課への連絡及び記録

(1) ～ (3) (略)

(4) 航空機から検体を採取する必要がある場合(7. (3)項)であって、採取できなかった場合は、日付、便名及び採取できなかった理由を記録しておくこと。

#### 11. 調査結果の連絡

鳥種特定調査の結果は、別紙2により、地方航空局を通じて当該空港の運航情報官及び当該航空機運航者に連絡される。

#### 12. 備考 (略)

附 則 (平成22年2月12日 国空用第439号)

この通達は、平成22年2月26日から適用する。

附 則(平成22年11月10日 国空用第470号)

(1)この通達は、平成22年11月12日から適用する。

(2)この通達が適用される以前に、新たに調査対象空港となった空港において採取された検体は、この通達の調査対象事案に含めることとする。

## 《調査対象運航者》

- 日本航空
- ジャルエクスプレス
- 日本トランスオーシャン航空
- 日本エアコミューター
- ジェイエア
- 琉球エアコミューター
- 全日本空輸
- エアーニッポン
- エアージャパン
- ANAウィングス
- 北海道国際航空
- スカイマーク
- スターフライヤー
- スカイネットアジア航空
- 日本貨物航空
- 北海道エアシステム
- オリエンタルエアブリッジ
- 天草エアライン
- アイベックスエアラインズ
- フジドリームエアラインズ

## 《調査対象運航者》

- 日本航空インターナショナル
- ジャルウエイズ
- ジャルエクスプレス
- 日本トランスオーシャン航空
- 全日本空輸
- エアーニッポン
- エアージャパン
- ANA&JPエクスプレス
- エアーネクスト
- エアーニッポンネットワーク
- エアーセントラル
- 北海道国際航空
- スカイマーク
- スターフライヤー
- スカイネットアジア航空
- 日本貨物航空

【別紙2】

航空機に衝突した鳥の種類特定に関する調査報告書					検体回収日	回収形態	業務日誌・点検票	検体番号
発生年月日・時刻 平成 年 月 日 時 分	便名(又は国籍及び登録記号)	出発空港	目的空港	発生空港				
判明した鳥の種類		調査に使用した残留物の部位			発生(回収)場所			
目: 科: 属: 種:	調査の方法			参照した標本・資料・データベースなど				
形態同定	DNA同定			飛行場面図( 空港)				
検体と既存標本データの比較結果								
衝突発生の原因								
衝突防止対策								
備考								
調査開始日(検体受領日)		調査完了日		添付物		調査担当者氏名		
平成 年 月 日		平成 年 月 日		あり なし				
<small>・本様式に記述できないものは別紙とすることができる。  <small>・DNA同定によっても種が特定できない場合は、技術的に可能な範囲において最も近似する種との同一性を示し、特定できなかった理由及び種の推察結果をその結果を「その他参考事項」欄に添付すること。</small> </small>								
判明した鳥種の参考写真		判明した鳥種の生体・分布など						

【別紙2】

航空機に衝突した鳥の種類特定に関する調査報告書					その他参考事項						
発生年月日 平成 年 月 日	便名(又は国籍及び登録記号)	出発空港	到着空港	発生空港							
判明した鳥の種類		調査に使用した残留物の部位*									
目: 科: 属: 種:	調査の方法			参照したデータベース*							
形態同定	DNA同定			検体データと既存標本データの比較資料							
判明した鳥の参考写真											
検体の状態*											
保存方法、梱包方法等の改善事項*											
調査開始日(検体受領日)		調査完了日		添付物		調査担当者氏名					
平成 年 月 日		平成 年 月 日		あり なし							
<small>・本様式はA3横で使用すること。  <small>・「*」印が付されている項目は、DNA同定を行った場合に記載すること。  <small>・本様式に記述できないものは別紙とすることができる。  <small>・DNA同定によっても種が特定できない場合は、技術的に可能な範囲において最も近似する種との関係を推察し、特定できなかった理由及び種の推察結果をその結果を「その他参考事項」欄に添付すること。</small> </small> </small> </small>											